

令和7年度

保育士等修学資金貸付事業案内



1 概 要

この修学資金貸付事業は、指定保育士養成施設*1 に修学している方で、かつ、龍ヶ崎市内に住所を有する方、又は、流通経済大学共創社会学部地域人間科学科に修学している方（龍ヶ崎市以外にお住まい方でもかまいません）を対象に実施するものです。

この事業は、龍ヶ崎市内の保育所、認定こども園等（以下「保育施設等」*2 という）の保育士や幼稚園教諭（以下「保育士等」*3）の人材確保が目的ですので、卒業後、保育士等の業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付事業を利用することができません。

なお、卒業後、龍ヶ崎市内の保育施設等で引き続き5年間保育士等の業務に従事した場合は、修学資金の返還を全額免除します。

*1 指定保育士養成施設

児童福祉法 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程であって、通信制によるものを除く。

*2 保育施設等

①児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

②学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

③児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う施設

*3 保育士等

児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士及び教員職員免許法第 5 条に規定する幼稚園教諭等

2 貸付対象者

龍ヶ崎市内に住所を有し、令和 7 年 4 月時点で保育士養成施設に在学している方で、卒業後龍ヶ崎市内の保育施設等で保育等業務に従事しようとする方

3 貸付額・貸付期間等

項 目	内 容
貸 付 額	月額 5 万円
利 子	無利子
貸 付 期 間	最長 2 年間（修学期間のうち、申請を行った年度の 4 月以後）
連帯保証人	2 名 （独立して生計を営む者。修学生が未成年者である場合は、法廷代理人である保護者等とする。）
停 止	【貸付金の停止事由】 ①休学したとき ②停学処分を受けたとき

取 り 消 し	【貸付金の取り消し事由】 ①死亡したとき ②退学したとき ③修学資金を必要としない事由が生じたとき ④偽り、その他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき
返 還	【貸付金の返還事由】 ①修学生が卒業したとき ②修学資金の貸付が停止されたとき（停止された期間の貸付分） ③修学資金の貸付が取り消されたとき
返還の猶予	【返還金の猶予事由】 ①貸付期間が満了した後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき（4年制大学で1、2年生時に貸付金を受けた場合を想定） ②指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士等の資格を取得し、龍ヶ崎市内の保育施設等に勤務しているとき ③保育士等の資格を取得後、龍ヶ崎市内の保育施設等に勤務できなかったが、引き続き龍ヶ崎市内の保育施設等への勤務を希望しているときは、貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して2年を限度として返還を猶予する
返還の免除	【返還の免除事由】 ①保育士等の資格取得後、龍ヶ崎市内の保育施設等に保育士等として、引き続き5年間以上勤務したとき（パートタイムでも勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する場合は該当となります。） ②返還の猶予期間中に死亡し、又は心身の故障のため龍ヶ崎市内の保育施設等に保育士等として勤務することができなくなったとき ③保育士等の資格取得後、龍ヶ崎市内の保育施設等に保育士等として、引き続き2年間以上勤務し、その後退職[*]したときは、修学資金の一部の返還を免除することができる （※ 本人の責による事由により免職されたときなどを除く） （例）2年間貸付をうけ、卒業後市内保育園にて<u>2年間勤務し、その後退職した場合</u> 貸付額×勤務月数÷5年分の勤務月数＝返還免除額 120万円×24か月÷60か月＝48万円分免除 →返還額は72万円

4 募集期間

令和7年5月7日（水）～ 8月29日（金）

5 申込方法

修学資金の貸付を受けようとする方は、次に掲げる書類を龍ヶ崎市役所保育課まで提出してください。

- (1) 龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付申請書
- (2) 在学する保育士養成施設の推薦書
- (3) その他市長が必要と認める書類
 - ① 申し込みの理由・動機（様式は任意で構いません。400字程度。）
 - ② 前年度（令和6年度）の課税所得証明書（生計を一にする家族分）

※ 生計を一にする家族とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」となります。（申込者が扶養されている場合「扶養者」「申込者」「扶養者が申込者以外に扶養している家族」となります。）

※ なお、令和6年度課税所得証明書ですが、**令和6年1月1日現在で龍ヶ崎市に住所を有している方**については、龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付申請書下段①個人情報等の提供に当たっての署名欄に同意のある方は、市で確認をしますので、**提出は不要**です。

6 貸付決定

令和7年9月中に修学資金貸付可否の決定通知書をお送りします。
貸付決定となった方は、所定の手続きがありますので、併せてご案内します。

7 貸付金の送金

貸付決定となった方には、上半期分（4月～9月分）を10月に送金します。下半期（10月～3月分）については、現況報告書（毎年3月31日現在の状況）の提出を受けて、4月に送金します。

8 その他

貸付期間が終了する前に、貸付を辞退するときや連帯保証人に異動があったときなど、当初の申込内容に異動が生じたときは、速やかに龍ヶ崎市役所保育課に連絡してください。

【お問合せ先】

龍ヶ崎市福祉部保育課 幼児・学童保育グループ
〒301-8611
茨城県龍ヶ崎市 3543 番地 保健福祉棟
TEL：0297-64-1111（代表）
FAX：0297-64-5027
E-mail hoiku@city.ryugasaki.lg.jp